原判決を破棄する。 被告人は無罪。

本件控訴の趣意は弁護人村岡素行作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに 対する答弁は検察官石岡敏夫作成の意見書と題する書面中第一弁護人の控訴趣意に ついての意見の項記載のとおりであるからこれらを引用する。

論旨は原判示の如く本件排水口がA所有地内に築造されていることは疑いない が、(一)右排水口を右場所に設けたことは被告人の関知しなかつたことであるから、被告人には犯意がない。(二)仮りに被告人が右排水口設置について関知して いたとしても、被告人は昭和三六年四月頃右A所有の土地の当時の所有者であつた Bから原判示家屋とその敷地を買受けた際同女との間に、右排水口設置箇所を含む 約一〇坪の土地を更にガレージ用地として買受けるため、その売買予約をなし、坪 当り一万二、〇〇〇円ないし一万三、〇〇〇円の代金を提供するときは売買を完結 する旨の契約が成立していたが、Bは右土地を含めた宅地をAに売却し、同人に対 し被告人が右宅地のうち約一〇坪を買受ける意思があるから被告人に売つてやつてほしい旨の申入をしていたところ、被告人はこれを知つて更にAに対し右約一〇坪 の土地の売買について電話で交渉し、同女から今売る意思はないが後から買つても らうかも知れないという返事を得たが、右の如き経緯に照らし同人から売つて貰え るものと信じていたのである。従つて被告人は早晩自分の所有地になる土地に排水 口を設置する位のことはAが承認しているものと信じたのであつて、右排水口設置 によって他人の不動産を侵奪する意思はなかったものであるというのである。 よって所論にかんがみ記録を精査し、当審における事実の取調の結果をも参酌し

て次のとおり判断する。

先ず所論(一)について案ずるに、原判決挙示の証拠殊に証人Cの原審公 判廷における供述記載によれば、被告人は昭和三六年一〇月頃から昭和三七年一月 頃にかけて門真市大字ab番地のc地上の妻D所有の木造瓦葺二階建居宅の改築工 事をしたが、右工事にあたりその工事の請負人Cに対し同居宅の敷地西側に隣接す る A 所有の同町大字 a b 番地の d 所在宅地―――坪との境界線の二尺ないし三尺内 側にあつた従来の右居宅の基礎を同境界線まで移し、右居宅の西側の壁が奥行-〇・三米にわたり同境界の限界線一杯にくるように設計を指示して工事に当らせる と共に同年一一月頃従来右居宅と境界線との間にあつた排水口を改めて設置する箇所につきCから相談を受けた際隣地は買うことになつているから、右境界線の外側 に設置してもかまわないといつて特に同人に指示して空地となつていた前記A所有 の土地内に原判示排水口を設置させたことが認められる。この点に関し被告人は原 審第五回公判においても、当審第四回公判においても、右認定に反し所論にそう供 述をしているが、右供述は前記証人Cの証言及び被告人の検察官に対する供述調書 に照らし措信できないのみならず、被告人は原審第一回公判における冒頭陳述において本件排水口が右Aの所有地に設置されることの認識を有したことを前提とする 弁解をしており、当審第四回公判においても供述を翻えして右認識があつたことを 供述しているのである。

従つて所論は到底肯認することができない。 二、 次に所論(二)について案ずるに、原判決挙示の証拠並びに被告人の原審 及び当審公判廷における供述記載又は供述、証人Eに対する尋問調書、証人Fの当 審公判廷における供述によると、

前記D所有の本件家屋及びその敷地は昭和三六年四月頃被告人が被告人ら家族の 住居として使用する目的で妻である同女に代り同女名義でBから買受けたものであ るが、その際被告人はガレージ用地として西側に隣接する空地のうち約一〇坪を更 に買受けたい意向をもつていたが、当時の所有者であったBに対し、その意向を話 したことがあつたことは認められるが、同女との間にその際所論のような売買予約 があったことは証拠上認められない。(被告人も当審公判廷において所論のように 坪当りの代価についてBに話したことを否定しているのである。)そして、右西側 の空地はその後同年六月末頃BからAに売却され、その所有権移転登記を了したこ 被告人は同年九月の第二室戸台風により本件家屋が破損し改築の必要に迫られ たために同年一〇月頃大工Cに改築工事を請負わせることとなつたが、右工事にあ たりその家屋の西側にガレージ用地を設けると共に家屋の西側部分を前記の如く拡 張して増築工事をしようと計画し、Bに対し改めて隣地約一〇坪を買受けたい旨申 入れが、既にAの所有となつていたため、更に同女に対し電話で交渉したところ、

同女から今売る意思はないといつて断わられたこと、その後同女に対し交渉を重ねることなく、右計画に従つて本件家屋の増改築工事をCに進めさせ、本件排水口を前記の如くA所有の土地に設置させたことが認められる。従つて右の如き経緯に照らし被告人が本件排水口を設置することについて同人が承認しているものと信じたといら所論は到底肯認することができない。

三、以上の次第で所論(一)(二)はいずれも理由がないが、右の如く承諾なしに本件の排水口を他人所有の空地に設置したことが不動産侵奪罪を構成するかどうかについては主観、客観の両側面から尚検討を要するものと考えられるので、更にこの点について職権をもつて調査し検討することとする。 〈要旨〉案ずるに刑法二三五条の二の不動産侵奪罪は右規定の位置と右規定が刑法

〈要旨〉案ずるに刑法二三五条の二の不動産侵奪罪は右規定の位置と右規定が刑法の一部を改正する法律(昭和三〈/要旨〉五年法律八三号)によつて制定されるに至った立法の趣旨と経緯からみてその性質は一種の財産犯であるから右規定にいう他人の不動産の侵奪とは不法領得の意思をもつて不動産に対する他人の意思に反し、その事実上の占有を排除し、これに自己の占有すなわち事実上の支配を設定する代為であると解せられ、右にいう侵奪には主観的要件として窃盗罪におけると同様に不協得の意思を必要とすると共に客観的要件として不動産に対する他人の占有の排除と自己の占有の設定とが必要である。そして如何なる行為があつたときにこれを侵奪とみるかについては具体的事案に応じ、不動産の種類、占有侵奪の方法、態様、程度、占有期間の長短、原状回復の難易、占有排除及び占有設定意思の強弱、相手方に与えた損害の有無などを綜合的に判断して社会通念にしたがつて決しなければならないものである。

よつて先ず行為の主観的側面について考察すると、前記の如く被告人は昭和三大年一〇月より昭和三七年一月にかけて本件家屋を改一の開記の中入をで入ると、第一の一方での開これたのに関いて本件ので大きな、前記の如応をで入るのででは、一方の一方ででは、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のに対して、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは

そして被告人が本件排水口を収去するつもりであったことは次に述べるようなその構造からみても容易に首肯できるところであつて、被告人が現在に至るも尚右写きないでいるのは、Aの夫Eが司法警察員作成の実況見分調書添付の写きの明らかなように本件家屋西側外壁に接してバラツクの小屋を建て本件排水口を各所有の宅地内に設置したことはその当該土地部分を買受けることを本件排水口をA所有の宅地内に設置したことはその当該土地部分を買受けることがを一応予定しての行為てあつて、右設置によって他人の土地をとりこむ意思があったとは勿論たまたま空地となっていたので、もし買受けができなくなっていたので、もし買受けができなくなっていたの間空地を一時的に利用させて貰う意思であったものと考えられるから、本件排水口の設置にあたり被告人に不法領得の意思があったものとは認め難いのである。

次に行為の客観的側面を考察すると、本件空地における排水口の構造は原判示によれば縦約四〇糎、横約三〇糎、深さ約五〇糎のコンクリート製のものというのであるが、司法警察員作成の実況見分調書によると、本件家屋の表側より四・六米入つた右家屋の西側の地点に東西に三〇糎、南北に四〇糎の排水口が設けられているとの記載があり、右実況見分調書添付の写真6号と当審の検証調書によつて右排水口の外見上の構造をみるとその口は本件家屋の西側壁から約一七糎の処に東西二九種、南北二三糎の矩形の穴て深さは一七・五糎であり排水口の側壁となつているがあり、南北二三糎の矩形の穴て深さは一七・五糎であり、口の内側の東と南の部分に土ちの部分を入れて四五×五二平方糎の大きさであり、口の内側の東と南の部分に土

部に半円形にセメントが塗つてあるという構造のものであり、地上に突出した部分もなく、又地下深く築造したものでもないのであつて、当審証人Fの証言にあるといった右排水口を取壊して収去し元の現状に回復するには半時間位で費用も一、〇円位を要する簡単な作業ですみ、右排水口をとりのけた後の排水は本件家屋の下に土管を設置して表側の別の排水口へ流すことが可能であると認められ、従の下に土管を設置により空地所有者の受ける損害は皆無に等しいのである。その他本件につきこのような排水口を設置するに際し、所有者の占有を排除するため塀その他の工作方法を特に講じた形跡も存しないのである。さすれば右排水口の設置部分についてその空地の所有者であるAの土地占有が客観的に完全に排除され、被告人が本件排水口を設置することによつてその部分の土地につき自己の支配を確定的にする占有を新たに設定したと認めることは社会通念上到底許容できないところである。

以上認定の如く本件排水口を設置した部分の土地を買受けることを予定し、もし買受けることができなければ直ちにこれを収去するが、それまで他人の空地を一時利用させて貰う意思で約一一一坪に及ぶ広い空地に前記の如きその口がわずか二九糎×二三糎のそれも容易に収去できる排水口を設置した行為はその主観、客観両側面を綜合し、社会通念に照らして考察するときは一種の使用侵奪ともいうべき行為にあり、いまだもつて不動産侵奪罪にいう他人の不動産を侵奪した行為に該当しないというべきである。すなわち本件排水口の設置の行為が不動産侵奪罪を構成するには侵奪の客観的要件において既に充足がなく、主観的要件においても領得の意思が欠除していたものと認めざるを得ないのである。

以上の如く被告人の本件所為については不動産侵奪罪を構成するものとは認められないにも拘らず原審が被告人に対し本件排水口の設置につき有罪の言渡をしたのは法律の解釈適用を誤り延いては事実を誤認した違法があると認められ、この違法は判決に影響を及ぼすものであることは明らかである。

よつて刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条により原判決を破棄し、同 法四〇〇条但書により更に判決することとする。

本件公訴事実に「被告人は昭和三六年一〇月頃から翌三七年一月初頃にかけて門真市大字a所在自己所有の木造二階建居宅敷地の西側に隣接するE所有の右大字ab番地のdの宅地に縦約四〇糎、横約三〇糎、深さ約五〇糎のコンクリート製排水口を築造する等して同人所有の不動産を侵奪したものである。」というのであるが、前記の如く不動産を侵奪したものと認めるに足る証拠はないから、刑事訴訟法三三六条により被告人に対し無罪の言渡をすることでして主文のとおり判決する。(裁判長裁判官 畠山成伸 裁判官 松浦秀寿 裁判官 八木直道)